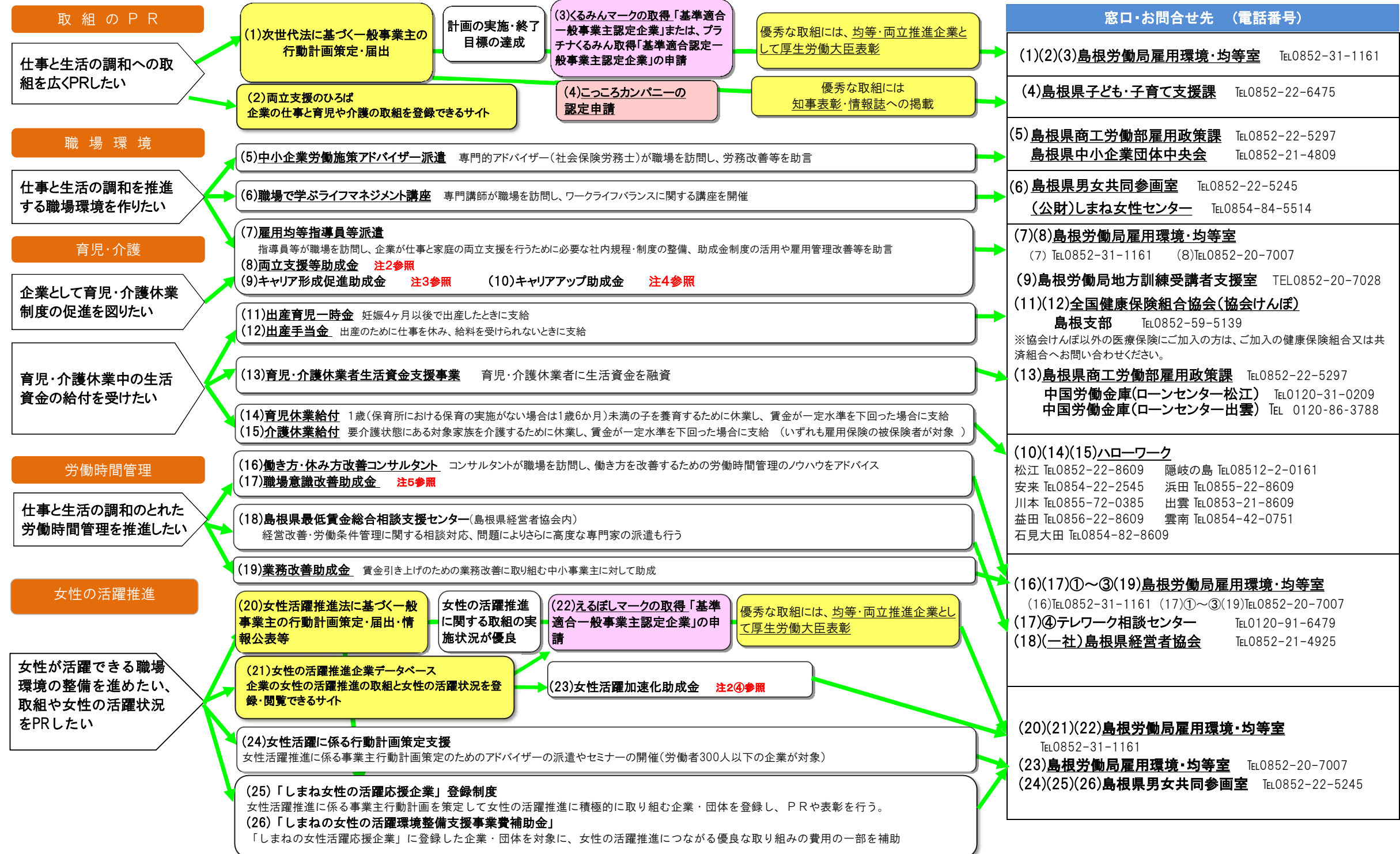


**ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する援助・助成等の窓口を紹介します**



窓口・お問合せ先 (電話番号)	
(1)(2)(3)島根労働局雇用環境・均等室	TEL0852-31-1161
(4)島根県子ども・子育て支援課	TEL0852-22-6475
(5)島根県商工労働部雇用政策課 島根県中小企業団体中央会	TEL0852-22-5297 TEL0852-21-4809
(6)島根県男女共同参画室 (公財)しまね女性センター	TEL0852-22-5245 TEL0854-84-5514
(7)(8)島根労働局雇用環境・均等室 (7) TEL0852-31-1161 (8)TEL0852-20-7007	
(9)島根労働局地方訓練受講者支援室	TEL0852-20-7028
(11)(12)全国健康保険組合協会(協会けんぽ) 島根支部	TEL0852-59-5139
※協会けんぽ以外の医療保険にご加入の方は、ご加入の健康保険組合又は共済組合へお問い合わせください。	
(13)島根県商工労働部雇用政策課 中国労働金庫(ローンセンター松江) 中国労働金庫(ローンセンター出雲)	TEL0852-22-5297 TEL0120-31-0209 TEL 0120-86-3788
(10)(14)(15)ハローワーク 松江 TEL0852-22-8609 隠岐の島 TEL08512-2-0161 安来 TEL0854-22-2545 浜田 TEL0855-22-8609 川本 TEL0855-72-0385 出雲 TEL0853-21-8609 益田 TEL0856-22-8609 雲南 TEL0854-42-0751 石見大田 TEL0854-82-8609	
(16)(17)①~③(19)島根労働局雇用環境・均等室 (16)TEL0852-31-1161 (17)①~③(19)TEL0852-20-7007	
(17)④テレワーク相談センター	TEL0120-91-6479
(18)(一社)島根県経営者協会	TEL0852-21-4925
(20)(21)(22)島根労働局雇用環境・均等室	TEL0852-31-1161
(23)島根労働局雇用環境・均等室	TEL0852-20-7007
(24)(25)(26)島根県男女共同参画室	TEL0852-22-5245

**参考**

注1 島根県仕事と生活の調和推進連絡会議  
 ・県内における仕事と生活の調和推進に向けた気運醸成に向け、構成機関で連携し取り組んでいく必要があることから、平成22年11月より設置された会議。  
 ・構成機関…島根県、島根労働局、日本労働組合総連合会島根県連合会、一般社団法人島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会

注2 (8)両立支援等助成金  
 ①出生時両立支援助成金…男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成  
 ②介護支援取組助成金…労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成  
 ③中小企業両立支援助成金(中小企業事業主対象)  
 A:代替要員確保コース…育児休業取得者の代替要員を確保し、取得者を原職に復帰させた事業主に助成  
 B:育休復帰支援プランコース…育児休業取得予定者が育児休業(産後休業)の終了後引き続き育児休業を取得する場合には、産後休業を開始する日までに、「育休復帰支援プラン」を作成及び導入し、育児休業取得者を復帰させた事業主に助成  
 ④女性活躍加速化助成金…女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する行動計画を作成し、「取組目標」や「数値目標」を達成した事業主に助成

注3 (9)キャリア形成促進助成金  
 ・育児休業中・復帰後・再就職後の能力アップのための訓練を実施した事業主に対し助成

注4 (10)キャリアアップ助成金  
 ・有期契約労働者等を正規労働者等に転換したり、多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員)に転換した事業主に助成

注5 (17)職場意識改善助成金  
 ①職場環境改善コース…労働時間等の設定改善により、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減に取り組む中小企業主に対して、その実施した費用の一部を助成(申請期限は10月17日)  
 ②所定労働時間短縮コース…労働時間等の設定改善により、所定労働時間の短縮に取り組む特例措置対象事業主に費用の一部を助成(申請期限は12月15日)  
 ③時間外労働上限設定コース…労働時間等の設定改善により、特別条項付き労使協定により労働時間の短縮に取り組む事業主に費用の一部を助成(申請期限は12月15日)  
 ④テレワークコース…仕事と生活の調和推進等のため、終日在宅又はサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む事業主に費用の一部を助成(申請期限は12月1日)

**★各制度は、平成28年4月1日現在のものです。内容が変更される場合もありますので、問合せ先にご確認ください。**